

ついてますか？住宅用火災警報器



すべての住宅に、住宅用火災警報器を設置する必要があります。

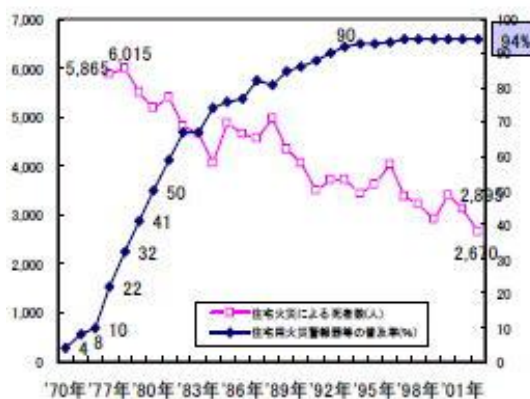
(自動火災報知設備やスプリンクラー設備が設置されている場合等、住宅用火災警報器の設置が免除される場合があります。)

住宅用火災警報器とは？

住宅用火災警報器は、天井や壁に設置して火災を早期に感知し、警報音や音声により知らせる器具です。

住宅用火災警報器なぜ必要か

米国では、設置義務化等による住宅用火災警報器等の普及に伴い、住宅火災による死者数は1970年代の6,000人程度から最近では3,000人を下回っており、下記グラフのように半減しています。

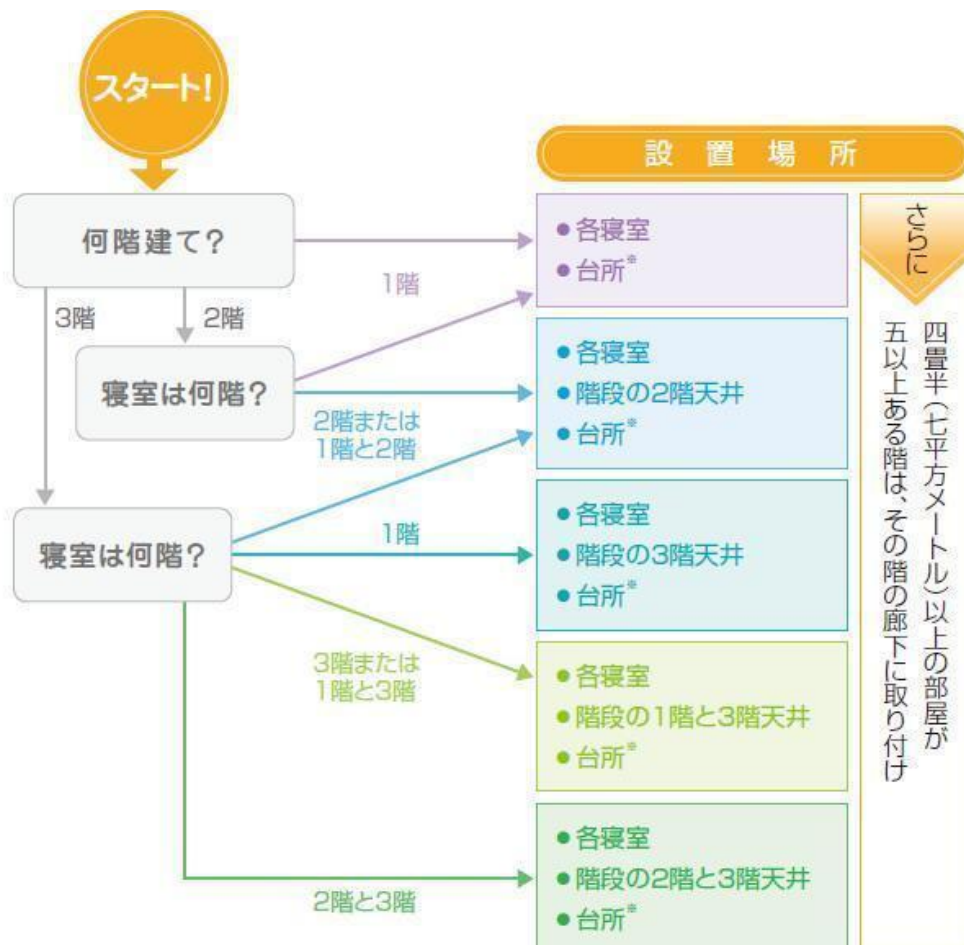


住宅火災警報器の設置場所



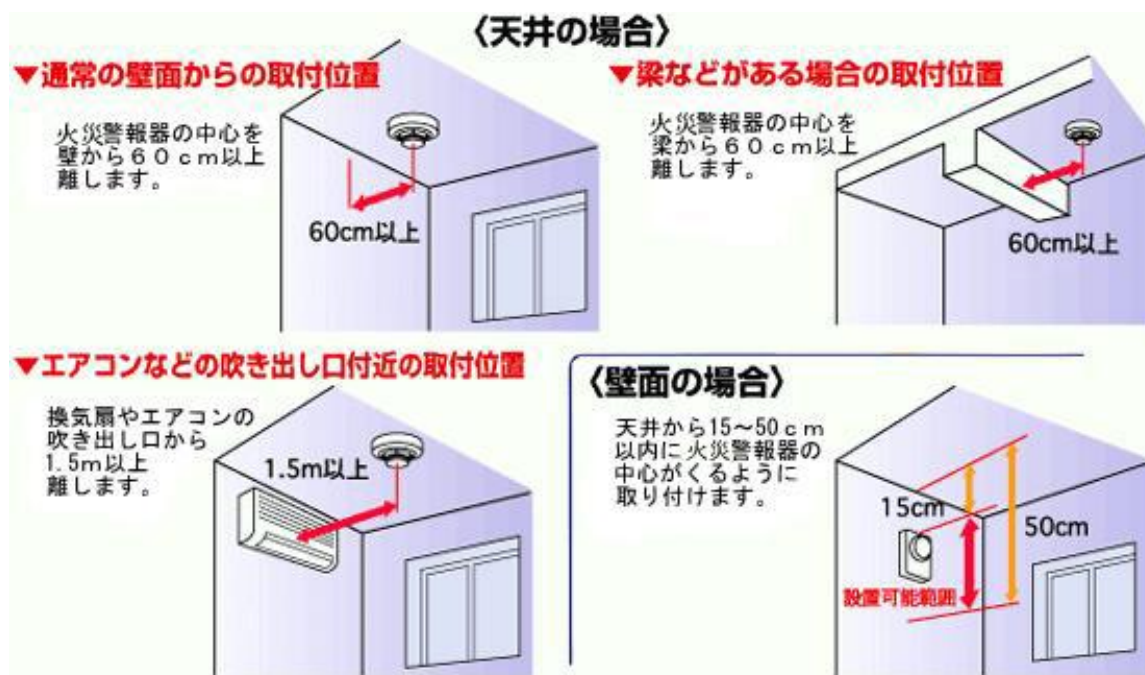
取り付けが義務付けられている所（寝室・階段）

取り付けをおすすめする所（台所・全ての居室）



* 台所にも住宅用火災警報器の設置をおすすめします。

取り付け位置



悪質な訪問販売や点検をする者が出没する恐れがありますので十分注意して下さい。



「消防署から取り付けに来た」、「この住宅用火災警報器でないとダメだ」などと、強引に購入を勧める業者には注意してください。消防署では、販売や販売を委託することはありません。

不審に感じたら、消防署(21-0119)や市役所秘書広報課・消費生活相談コーナー(33-1131 月曜日~金曜日の午後1時~午後4時)にご相談下さい。

[住宅用火災警報器の購入等に関するお問い合わせはこちら](#)